

令和8年1月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和8年1月28日（水） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者
教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 原田奈緒美
- ・説明者
学校教育部長兼生涯学習部長 藤田晃治
教育政策監 松村章生
学校教育部理事 新田孝一
学校教育課長 伊藤圭
文化財・世界遺産室長 辻村真輝
こども保育課長 吉井裕子
- ・事務局
教育政策課長 平井有紀子
教育政策課長補佐 尼丁香奈
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 報告第18号
令和8年1月1日付人事異動について
 - 日程第4 議案第38号
史跡通法寺跡保存活用計画書の策定について

- 日程第 5 議案第 39 号
羽曳野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置
実施計画の策定について
- 日程第 6 報告第 19 号
令和 7 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 10 号）（教育委
員会関係）について
- 日程第 7 議案第 40 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 8 報告第 20 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 9 議案第 41 号
令和 8 年度羽曳野市立学校管理職人事について
- 日程第 10 その他
日程調整など

[教育長 開会の挨拶]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 12 月 18 日に、西浦小学校で防災教育発表会がありました。
- (2) 1 月 16 日に、令和 7 年度全国市町村教育委員会研究協議会オンライン研修がありました。
- (3) 1 月 23 日に、大阪府都市教育長協議会がありました。
- (4) 1 月 27 日に、大阪府市町村教育委員会研修会がありました。

日程第 3 報告第 18 号

令和 8 年 1 月 1 日付人事異動について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和 8 年 1 月 1 日付人事異動についての説明がありました。

《教育政策課長》

令和 8 年 1 月 1 日付人事異動について、教育委員会事務局職員中課長相当職以上の職にあたる職員の任免について、羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定に基づき教育長専決をしたため、同規則第 4 条第 2 項に基づき報告を行うものです。

《こども保育課長》

令和 8 年 4 月 1 日開園に向けてより具体的な準備を進め、円滑な開園につなげることを目的にこどもえがお部こども保育課に課内室として古市こども園開園準備室を設置しました。

主な準備事項として、新年度在籍児の情報把握やクラス編成の他環境づくり等に取り組み、準備を進めてまいります。

統合園の園長・園長代理、幼稚園教諭・保育士及びこども保育課職員で構成しています。準備室の室長には、私、こども保育課長が、古市幼稚園からは園長と主任の2人を、古市南幼稚園は小学校長が園長を兼ねていることから、園長代理と主査2人を、駒ヶ谷幼稚園も小学校長が園長を兼ねていることから、園長代理と主幹2人を、下開保育園からは園長、園長代理、主幹2人、主査1人の合計5人を、こども保育課からは4人となります。また、必要に応じてこども園の職員も協力して取り組むこととなります。

なお、以上が1月1日時点の配置ですが、2月1日からは、室長は古市幼稚園の園長が、室長代理は下開保育園の園長代理となる見込みで、今後はこの2人を中心に、開園に向けた準備を進めてまいります。

日程第4 議案第38号
史跡通法寺跡保存活用計画書の策定について

- 文化財・世界遺産室長から、資料に基づき史跡通法寺跡保存活用計画書の策定について説明があり承認を求めました。

《文化財・世界遺産室長》

史跡通法寺跡は、国の指定を受けてから60年以上が経過しており、周囲の環境と景観が大きく変化しています。これらの変化に伴い文化財の劣化が急速に進行する等の様々な課題が生じています。具体的には、樹木の劣化や台風等自然災害による建物の劣化、屋根瓦の落下等、安全性の問題が生じてきています。史跡を次世代に適切に継承するために、保存活用計画の基本的な考え方を整備することが重要となります。

本計画は、令和6年度と令和7年度の2年をかけて整備検討委員会にて議論及び検討された後、パブリックコメントを経て取りまとめたものとなります。

概要版をごらんください。

沿革と目的として、史跡通法寺跡は、河内源氏の根幹地として重要視され、昭和32年に国指定史跡されましたが、劣化が著しいため、適切に保存活用していくための計画となります。

また、計画では史跡の本質的な価値を3点定めています。

- 1点目は、河内源氏の墓所が三代にわたって築かれた寺院跡であること。
- 2点目は、河内源氏の形成と発展の様相を壺井八幡宮と一体となって示すものとして歴史上注目すべき寺院跡であること。
- 3点目は、河内源氏の墓所の伝承が語り継がれ、江戸時代に再認識され、継承

されてきた寺院跡であることです。

最後に、保存活用のための基本方針を、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備の4つに分けて定めております。

保存管理に関しては、先ほどご説明いたしました史跡の本質的価値を良好な状況で継承するために保存と調査研究をすることとしています。

活用に関しては、教育連携や市民連携を通じて史跡を活用し郷土愛を育み、また、観光促進を図ることとしています。

整備に関しては、保存のための整備と活用のための整備に分け、保存のための整備としては、懸念されます劣化の修理、再修復に取り組むとしています。

活用のための整備としては、史跡通法寺跡にはガイダンス施設がございませんので、長屋門をガイダンス施設として活用し情報発信を強化していこうとするものです。

最後に運営・体制の整備として、羽曳野市、国、大阪府の関係機関の専門家はもとより、行政が単独で行うことではなく、数百年に渡り受け継がれてきた史跡地であることから、地元住民とも連携を充実・強化を図ることとしています。

今後の予定としては、本保存活用計画に従い、令和8年度と令和9年度にかけて整備基本計画を策定するとなっております。令和9年度には、山門の基本設計と実施設計を行い、令和10年度から建物の修理事業を実施する予定となります。山門・鐘楼それぞれに3年ほどかけて修理していくこととなります。

《教育長》

この史跡通法寺跡は、素晴らしいものですが、アクセスが良くないためになかなか集客につながらないのが現状です。

《文化財・世界遺産室長》

現在、大阪歴史博物館にて特別企画展を開催しており、壺井八幡宮の魅力等が認識されてきているのではないかと考えております。

また、はびきの観光局では、大阪歴史博物館学芸員と歩く壺井八幡宮と河内源氏の史跡も企画しており、今後の集客につながればと思っております。

【採 決】 全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第5

議案第39号

羽曳野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実

施計画の策定について

- 学校教育部理事から、資料に基づき羽曳野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について説明があり承認を求めました。

《学校教育部理事》

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、専門性を最大限に発揮して、教育活動を行うことにより、教職員の働きがいと働きやすさを担保し、学習指導要領において示されている教育理念達成に向けて、よりよい教育を施すことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学省の指針に基づき策定するものです。

また、本計画を学校と連携して推進し、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、最大の目的である未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざそうとするものです。

計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間となります。

1 ページ目では、国が示す指針では、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画となっていますが、事務員など学校で働くすべての人を含むよう、本市の計画においては、教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画としております。

2 ページ目には、本市の現状を記載しておりますが、中学校での時間外在校等時間が月45時間を上回る割合が62%、半数以上。月80時間を上回る割合も15%である現状を、改善していかないと考えております。

小学校においても、月45時間を上回る割合が14%となっています。

3 ページは目標を記載しております。

中学校では部活動があるため、この目標は厳しいものとなりますが、学校とも協力して取り組んでいかないといけないと考えております。

年休の取得率についても、令和6年度15日とありますが、人によりバラつきがありますが、この15日取得を維持しつつ、あまり取得できていない方も取得できるようにしていきたいと考えております。

また、市職員が実施しているストレスチェックと同じものを、予算措置の上、学校でも実施しており、この数値が良くなるよう、仕事への満足度（働きがい）をもってもらえるようにしていきたいと考えております。

これら目標を達成できるよう、3 ページ以降に記載しており、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務と、業務を3分類に区分し、それぞれに対する内容を記載しております。

学校現場でのオーバーワークの実態を改善し、働き甲斐やゆとりが生まれることが子ども達に繋がりますので、校長会を通じて学校に周知していこうと思います。

《多田委員》

時間外在校等時間について、月によってバラつきはあると思いますが、どれくらい異なるものですか。

《学校教育部理事》

4月や5月の業務量が多く、夏に下がり、また年度末に多くなる傾向があります。ただし、中学校では、部活動がありますので、7月から9月までの間も一定時間あります。

《新熊委員》

3ページ記載の目標の平均時間外在校等時間は、全員の平均値なのか、個々それぞれで判定するのかどちらでしょうか。

《学校教育部理事》

全職員が下回るのが理想ですが、実際は全員の平均で判断することとなります。時間外在校等時間が極端に多い個人には、別途、対応する必要があるかと思えます。

《新熊委員》

3ページ2（1）ウには、1年間における時間外在校等時間の平均時間を360時間程度にするとなっています。小学校では、この基準は既に満たしているおり、「程度」とすると、逆にその基準まで働かなければなららいと感ずるのではないかと思えます。

その意味でも、「程度」ではなく、「以下」の表現の方がいいのではないかと思えます。

《教育長》

一部、文言の修正意見もありました。

議案第39号について、3ページ目2（1）ウには、1年間における時間外在校等時間の平均時間を360時間以下にする。と文言を修正し、可決することにご異議ございますか。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 6 報告第 19 号
令和 7 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 10 号）（教育委員会
関係）について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和 7 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 10 号）（教育委員会関係）について説明がありました。

《教育政策課長》

1 件目及び 2 件目は、食育・給食課及び給食センターの補正となります。
補正額は、食育・給食課が 25,299 千円、給食センターが 15,863 千円となりま
す。

小学校・中学校における学校給食費について、物価高騰分を市が負担し、また
多子世帯の保護者負担を軽減するため補正をしようとするものです。

これらの財源として令和 7 年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を
活用し、また令和 8 年度以降にも活用するために繰越明許費を設定するもので
す。

3 件目は、生涯学習スポーツ課の補正で、補正額は 870 千円となります。
グレープヒルスポーツ公園、駒ヶ谷テニスコート及び健康ふれあいの郷グラウ
ンド・ゴルフ場について、人件費の高騰による委託料の増加により補正をしよ
うとするものです。

日程第 7 議案第 40 号
後援名義の使用許可について

《教育政策課長》

新規申請事業が 2 件となります。

1 件目は、団体名は公益財団法人日本卓球協会、事業名は 2026 世界卓球選手権
ロンドン大会団体戦男女日本代表選手選考会、事業実施日は令和 8 年 2 月 16 日
から 2 月 17 日までとなります。

事業目的及び内容は、卓球日本代表選手選考会であり、ジュニア、シニアの日
本を代表する選手男女各 24 名による 3 名リーグを行い、リーグの各ブロック 1
位の選手でトーナメント戦を実施するものとなっています。

《学校教育部長兼生涯学習部長》

市内中学生 83 名も見学します。

この規模の大会を大阪府内で開催しようとする、コロセアムしかない状況です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

2 件目は、団体名は非営利型一般社団法人 日本パーソナルコミュニケーション協会、事業名は子どもの才能発見講座、事業実施日は令和 8 年 3 月 12 日となります。

事業内容は、吉井伯榮（2022 年文部科学省高等学校教科書『ビジネス・コミュニケーション』執筆者、総合監修者）の創案したサイグラムという行動パターン分析ツールを使って、個性や才能を具体的につたえるものとなっています。事業目的は、脳科学・心理学をもとに家族や組織のコミュニケーション活性化のアドバイスをを行い、子供達一人一人の個性の違いを知ること、子どもに合った褒め方・叱り方・才能の伸ばし方を学んでもらい、親が育児をより楽しく感じられるようなきっかけ作りを目的としています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 8 報告第 20 号
後援名義の使用許可について

《教育政策課長》

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの 8 件の報告になります。

1 件目、専決処分日は 12 月 22 日、団体名は「特定非営利活動法人 子ども・若もの支援ネットワークおおさか」、事業名は「2025 年度 南河内子育て連続講座」です。

2 件目、専決処分日は 12 月 26 日、団体名は「NPO 法人 Team プレイズ」、事業名は「発達に特性のある子ども対象のサッカー活動」です。

3 件目、専決処分日は 1 月 9 日、団体名は「ニワダニネットワークシステム株式会社」、事業名は「2026 年度 羽曳野市・藤井寺市・松原市・柏原市版お仕事ノート・お仕事ブック」です。

4 件目、専決処分日は1月19日、団体名は「羽曳野市民ウインドオーケストラ」、事業名は「羽曳野市民ウインドオーケストラティータムコンサート（第46回定期演奏会）」です。

5 件目、専決処分日は1月20日、団体名は「特定非営利活動法人はみんぐ南河内」、事業名は「オナカマ食べようプロジェクト・フードパントリー」です。

6 件目、専決処分日は1月20日、団体名は「南河内地区人権教育研究協議会」、事業名は「2025年度 南人教実践交流会」です。

7 件目、専決処分日は1月20日、団体名は「NPO法人南河内こどもステーション」、事業名は「こどもステーションの人形劇鑑賞」です。

8 件目、専決処分日は1月22日、団体名は「公益社団法人日本プロボウリング協会」、事業名は「初心者向き健康ボウリング教室」です。

《教育長》

議案第41号につきましては、個人情報を取り扱う案件でございますので、羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思いません。このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、議案第41号は、秘密会といたします。

日程第10 その他

- (1) 学校教育課長から令和7年度卒業式への参列について連絡がありました。
- (2) 事務局から今後の日程について報告がありました。

教育長より、次回の2月定例教育委員会議を、2月18日（水）に予定すること通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時10分